

お知らせ 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を報告します！

町では、情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図りながら、開かれた町政を推進しています。令和元年度の運用状況、公文書開示請求等の内容は次のとおりです。

▶情報公開制度

公文書開示請求	13件	開示	12件
		部分開示	1件
		不存在による不開示	0件
公文書任意開示申出	0件	開示	0件
		部分開示	0件
		不存在による不開示	0件
審査会の開催	開催なし（審査案件がなかったため）		

▶個人情報保護制度

本人情報開示請求	9件	開示	2件
		部分開示	6件
		不存在による不開示	1件
訂正請求	0件		
削除請求			
利用等中止請求			
審査会の開催	開催なし（審査案件がなかったため）		
審議会の開催	1回		

☎ 総務課(☎ 581・2121内線312)

お知らせ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の更新申請について

国民健康保険(国保)加入者の方からの申請に基づき交付している「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までとなっています。継続して交付を希望する方は、7月20日(月)以降に町民課で申請してください。

▶持参するもの／国保被保険者証、現在交付されている限度額適用認定証等、本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバーが確認できるもの

限度額適用認定証について

医療費が高額になると見込まれる場合は、限度額適用認定証を医療機関の窓口に提示すると、1カ月(月単位)の医療費が、自己負担限度額までの支払いとなります。限度額は、世帯の所得状況に応じて決定されます。住民税が非課税世帯の方には、限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

※70歳から74歳の方で、自己負担割合が2割であり住民税が課税されている方と、自己負担割合が3割であり課税所得が690万円以上の方には、限度額適用認定証が交付されませんが、所得に応じた限度額が適用されます。

※国保税に滞納のある世帯は、限度額適用認定証が交付できない場合があります。

☎ 町民課(☎ 581・2121内線113～115)

お知らせ ご協力ください！ 有害鳥獣からの農作物被害防止対策

町内で、有害鳥獣による農作物被害が発生しています。被害防止のためには、次の「**体**」「**食**」「**住**」の3点が重要です。農作物の被害防止に、皆さんのご協力をお願いします。

体 有害鳥獣の適正な個体数管理

- ①町が寄居猟友会に委託し、有害鳥獣駆除を通年で実施しています。
- ②有害鳥獣の目撃や、農作物被害があった場合は、農林課へ情報提供をお願いします。

食 有害鳥獣のエサとなるものを与えない

- ①農地に収穫しない農作物を放置していませんか？動物にとっては格好のエサになります。適正に処分しましょう。また、墓地の供え物も狙われますので適正な管理をお願いします。
- ②農地や宅地に果樹を植えている場合、熟した果実が落ちると動物を引き寄せる原因になります。収穫しない果実は適正に処分し、必要のない果樹であれば、伐採等を検討しましょう。

住 有害鳥獣が安心して生活できる環境を与えない

- ①農地周辺のやぶや草むらは、動物にとって絶好の隠れ場所です。ここに潜んで、農地や人の様子をうかがっています。鳥獣被害防止対策の重要なポイントは、人里近くに潜む場所を少なくすることです。やぶや草むらはできるだけ見通しをよくするよう管理しましょう。
- ②下草が繁茂した山林は、動物の隠れ場所になることがあります。下刈りなど、適正に山林を管理して、動物を寄せ付けない環境をつくることが重要です。



▲地面を掘り返すイノシシの群れ

☎ 農林課(☎ 581・2121内線402)

令和2年度 国民健康保険税のお知らせ

町では、国民健康保険(国保)の財政状況を改善し、健全かつ安定した国保財政の運営を図るため、国保税の税率等を改正しました(本誌6月号参照)。

次の表は、世帯構成・所得金額別に税率改正前後の年税額を試算したものです。各世帯の具体的な税額は7月10日(金)発送の国保税納税通知書、または特別徴収税額通知書をご覧ください。

▶世帯構成・所得金額別の国保税額試算例

モデルケース	介護納付金分の有無	令和元年度	令和2年度	差額
①年金収入のみの2人世帯(68歳夫婦) ・世帯主 年金収入180万円(所得60万円) ・配偶者 年金収入100万円(所得0円) ・固定資産税 5万円	無	63,300円 (5割軽減該当)	74,500円 (5割軽減該当)	+11,200円
②親と子の3人世帯(46歳夫婦、高校生) ・世帯主のみ 給与収入340万円(所得220万円) ・固定資産税 10万円	有(2人)	268,000円	358,800円	+90,800円
③年金収入のみの1人世帯(72歳単身) ・年金収入150万円(所得30万円) ・固定資産税 2万円	無	17,900円 (7割軽減該当)	18,200円 (7割軽減該当)	+300円
④親と子の4人世帯(42歳夫婦、小学生2人) ・世帯主 事業所得200万円 ・配偶者 給与収入100万円(所得35万円) ・固定資産税 7万円	有(2人)	240,400円 (2割軽減該当)	331,200円 (2割軽減該当)	+90,800円

新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方、もしくは世帯主の収入が前年と比べて10分の3以上減少する見込みの世帯の方については、国保税が減免となる場合があります。詳しい内容につきましては、税務課へお問い合わせください。

☎ 税務課(☎ 581・2121内線154～156)

国民健康保険加入の皆さんへ

新しい被保険者証を送付します！

現在交付している埼玉県国民健康保険被保険者証(被保険者証)の有効期限は、7月31日までとなっています。新しい被保険者証を7月初旬から世帯ごとに簡易書留で送付します。被保険者証が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、8月1日以降に医療機関等を受診する際は、新しい被保険者証を使用してください。現在の被保険者証・高齢受給者証は、8月1日以降使用できませんので、ご自身で確実に処分してください。

▶新しい被保険者証の有効期限

令和2年8月1日～令和3年7月31日

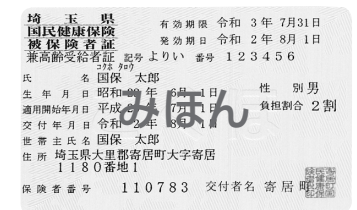
国民健康保険に加入している70歳以上の方へ

令和2年8月1日から被保険者証と高齢受給者証を一体化した「埼玉県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

なお、一部負担金割合は前年中の所得をもとに判定し、記載しています。

被保険者証の様式が変わります

「被保険者証」と「高齢受給者証」とが一体化するため、今回送付する被保険者証から様式が一部変更となります。



☎ 町民課(☎ 581・2121内線113～115)